

神奈川県更生支援福祉ネットワーク運営に関する取扱等について

令和2年10月16日作成

1 趣旨

犯罪をした高齢の方や障がいのある方等を対象とした刑事司法関係機関や神奈川県地域生活定着センター等が行う支援を促進し、再犯防止を推進するために、法務省の「地域再犯防止モデル事業」を活用して、平成30年度から更生支援に係る研修を別紙のとおり実施しました。

同研修では、今後県内の様々な機関や活動されている方々とメーリングリストを活用して情報共有ができるように、メールアドレスを募りました。

そのメールアドレスを活用した神奈川県更生支援福祉ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）の運営に向けて、必要な事項を定めることとします。

2 登録及び名簿の削除

本事業にご賛同いただければ、別紙様式1号により登録届の提出を以って、ネットワークの構成員となります。

また、名簿の削除をしようとするときは、別紙様式2号により削除届を提出してください。

3 情報共有

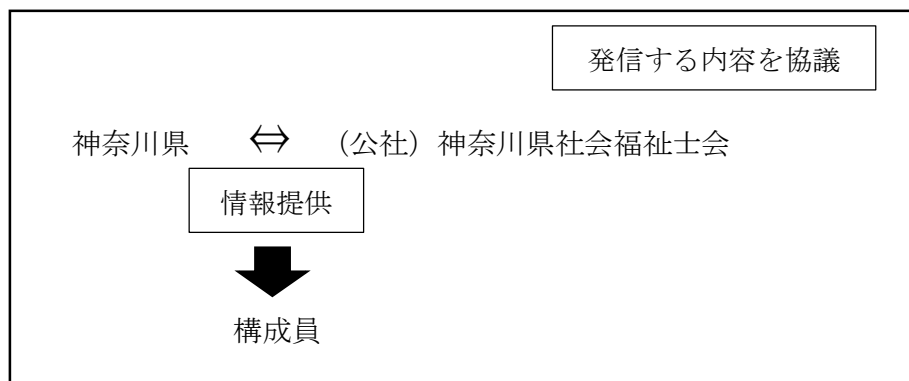
メーリングリストを活用して、更生支援に係る情報を共有します。

(1) 情報共有の流れ

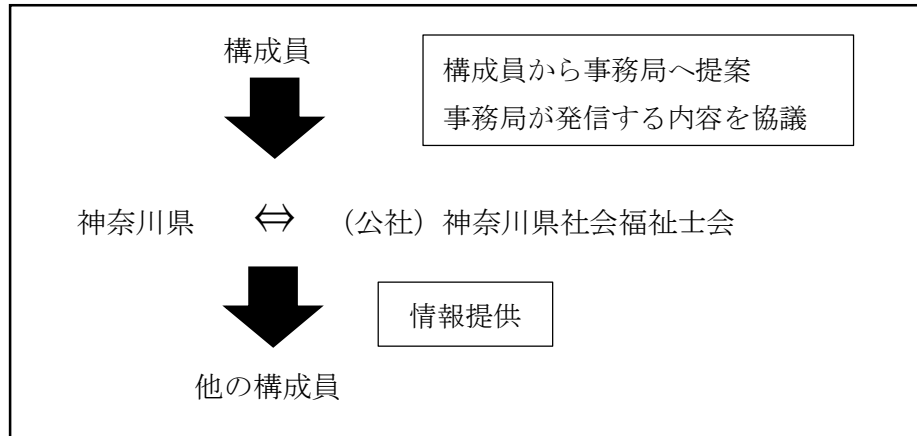
情報共有の流れは、次の2パターンがあります。事務局から一方通行にならないように、構成員から提案していただいた情報も他の構成員に提供できるようにします。

提案時には別紙様式3号を作成し、情報提供時に添付します。

ア 事務局より構成員へ情報提供



イ 構成員より事務局を介して構成員へ情報提供



(2) 情報共有する内容

- ・ 法務省の動向及び広報誌
- ・ 神奈川県からの情報
- ・ (公社)神奈川県社会福祉士会からの情報
- ・ 更生保護団体からの情報
- ・ 構成員からの情報（事例の紹介、相談等）
- ・ 上記以外は、事務局と要相談とする

※ メーリングリストを活用した情報提供時には、個人情報を除くこととします。

4 構成員間での名簿の共有（同意を得た方のみ）

ネットワークは情報共有をするだけでなく、個々の案件等について構成員同士で連携を図れるような仕組みとします。

そのために、事務局において構成員の「名称」、「業種」、「地域」、「電話番号」及び「メールアドレス」を別紙様式4号で管理をするものとします。

なお、名簿を共有するにあたり、構成員は、このネットワークの名簿の個人情報を取り扱うため、別で定めた個人情報保護のための遵守事項について、登録届（別紙様式1号）において同意を必要とします。

5 事例検討会等

構成員の資質向上及び連携強化のために、必要に応じて、構成員に対する事例検討会等を行います。

6 守秘義務

構成員は、ネットワークにおいて知り得た個人の情報において、十分に考慮し秘密保持を厳守とします。

7 事務局

ネットワークの庶務は、神奈川県福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課及び公益社団法人神奈川県社会福祉士会が行います。

8 その他

この取扱いに定めるもののほか、ネットワークの運営について必要な事項は事務局が別に定めます。